# とうきょう さんぱい

第33巻第2号　通巻第309号
309
平成28年5月10日発行

就任のご挨拶

東京都環境局調整担当部長（スーパーエコタウン担当部長兼務）　風 祭 英 人
東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課長　須 賀 隆 行
東京都環境局資源循環推進部不法投棄対策担当課長　上 田 一 彦

## 第 56 回 関東地域協議会開催される

## 青年部『アースデイ東京 2016』に参加

中間処理委員会　研修会「廃水銀等の適正処理について」
女性部だより　第 12 回定時総会と全体会開催

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

# 有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

Recycle Quality

リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

**廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。**
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

オフィス工場 → プラスチック 紙 繊維 木 金属
→ 〈サーマルリサイクル〉RPF(固形燃料)・プラフ燃料 → 各種企業、発電会社など
→ 〈マテリアルリサイクル〉再資源化 → 各種メーカー

●CO₂発生を通して、地球温暖化を抑制します。
●石油や石炭の代替燃料となり、エネルギー資源の有効活用につながります。
●限りある資源の有効活用につながります。

**陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。**

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

2014年度 中間処理業
収集運搬業（積替え保管を含む）
産廃エキスパート
認定番号 3-14-C0012
認定番号 3-14-B0076

優良産廃処理業者認定制度
優良認定業者
ありあけこうぎょう
http://www.aknet.co.jp/

有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
〒136-0063 東京都江東区南砂2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919



TAKATOSHI

2014年度 中間処理業
収集運搬業
（積替え保管を含む）
産廃エキスパート
認定番号 3-14-C0001
認定番号 3-14-B0063

# 次世代に贈る未来のために…

## 高精度選別再資源化システムによる
## リサイクル率90%以上を達成

東京臨海
エコ・プラント

- ●ISO14001（認証取得：2005年6月）
- ●ISO39001（認証取得：2014年3月）
- ●OHSAS18001（認証取得：2008年5月）
- ●平成25年度省エネ大賞中小企業庁長官賞受賞
- ●平成26年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰受賞
- ●平成27年度エコドライブ活動コンクール優秀賞受賞
- ●平成27年度3R推進協議会会長賞受賞
- ●GPS・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる車両運行管理
- ●電子マニフェストシステムへの積極的対応
- ●整備されたコンプライアンス体制
- ●徹底した情報公開

平成26年度
地球温暖化防止活動
環境大臣表彰

市川 エコ・プラント

安心 迅速 確実 安全

# 高俊興業株式会社

詳しくはWebへ
http://www.takatoshi.co.jp

本　社　〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号　TEL.03-3389-8111(代)　FAX.03-3228-0842
市川エコ・プラント（高精度選別再資源化工場）
〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62　TEL.047-395-1878　FAX.047-399-5362
東京臨海エコ・プラント（高精度選別再資源化工場）
〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号　TEL.03-5755-8011　FAX.03-5755-8010
技術開発研究所　東京臨海エコ・プラント内

# CONTENTS

就任のご挨拶
**持続可能な資源利用と良好な都市環境の次世代への継承を目指して**
東京都環境局調整担当部長（スーパーエコタウン担当部長兼務）　風 祭 英 人 ・・・・・ 2
**持続可能な静脈ビジネスの発展に向けて**
東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課長　須 賀 隆 行 ・・・・・ 4
**不法投棄対策の推進**
東京都環境局資源循環推進部不法投棄対策担当課長　上 田 一 彦 ・・・・・ 5

全産廃連
**第 56 回関東地域協議会開催される** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

青年部だより
**『アースデイ東京 2016』に参加** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

中間処理委員会
**研修会「廃水銀等の適正処理について」** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

女性部だより
**第１２回定時総会と全体会開催** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

**お魚を探せ！表紙写真クイズ**　応募要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
**身近なヒヤリ・ハット事例　Part 97** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
**新入会員紹介** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
**委員会報告**　（ 法制度検討委員会、収集運搬委員会、医療廃棄物委員会） ・・・・・・・・・ 24
**協会の主な今後の日程** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
**講師余談・古代史散歩**　倭の五王の謎　いったい誰なのか？ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
**よろず相談**　税務・非上場株式の低額譲渡／贈与税の配偶者控除 ・・・・・・・・・・・・・ 28
**事務局だより・編集後記** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

**題字 : 東京都産業廃棄物協会　会長　高橋 俊美**

# 持続可能な資源利用と良好な都市環境の次世代への継承を目指して

東京都環境局調整担当部長（スーパーエコタウン担当部長兼務）
風　祭　英　人

貴協会並びに会員の皆様には、平素より、東京都の資源循環・廃棄物行政にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。4月1日付で環境局資源循環推進部調整担当部長（スーパーエコタウン担当部長兼務）に就任しました風祭です。誌面をお借りして、一言ご挨拶申し上げます。

昨年度のスーパーエコタウン見学会は参加者が前年度比約20％増となりました。このことからも、都内排出事業者の適正処理に向けた関心は高く、優良処理業者の皆様への期待も高まっていると考えます。これまでの皆様の適正処理の取組に敬意を表するとともに、今後のご活躍に期待致します。

さて、平成28年度は年明け早々、廃棄食品の横流し問題が新聞紙上を賑わせました。また、廃棄食品の問題は、食料廃棄そのものについても大きな問題を呈しました。我が国は、大量に食糧を輸入しながら廃棄を続けており、本来食べられるのに捨てられる食品も多くあります。

このように、廃棄物の問題は、我々の資源利用のあり方と密接に結びついています。これまで3Rと適正処理に取り組んできた都の廃棄物行政も、資源採取から製品の流通、消費、廃棄物の処理・処分といったライフサイクル全体において、環境影響が回避され、社会的影響に配慮した資源利用、消費行動を推進していく必要があります。そこで、資源の上流に遡って地球規模の問題を考えて、身近なところから新たな取組にチャレンジすべく、本年3月に2016年度から2020年度までの5年間を計画期間とする「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design TOKYO～」を策定し、『持続可能な資源利用への取組の促進』と『良好な都市環境の次世代への継承』を目指すこととしました。

この計画の中で皆様のビジネスと密接な関係がある『良好な都市環境の次世代への継承』の分野では、最終処分場の延命化や不適正処理の排除に引き続き取り組むとともに、環境負荷と社会的費用を考慮した最適な循環的利用・廃棄物処理システムの確立、超高齢化社会にあっても人々が参加しやすい適切な廃棄物処理サービスの提供、災害発生後、迅速かつ適正な災害廃棄物処理の実施を基本的考え方としました。

具体には、事業系廃棄物のリサイクルルールづくりをはじめとする廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化）、廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上、第三者評価制度の普及促進など健全で信頼される静脈ビジネスの発展を主要な施策としています。また、今年度は震災だけでなく自然災害全般の非常災害における災害廃棄物の処理方法等をまとめた「（仮称）東京都災害廃棄物処理計画」を策定する予定です。

今後、都は、概ね2030年を目途に、本計画に掲げた取組を進めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて都民・事業者・行政の先進的な取組を発信し、広く社会に定着させる契機としてまいりたいと考えています。更なる施策の具体化を図るうえで、会員の皆様には様々な形でご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様のますますの御発展と御健勝を祈念して、就任のご挨拶とさせていただきます。

## 持続可能な静脈ビジネスの発展に向けて

東京都環境局資源循環推進部　産業廃棄物対策課長
須　賀　隆　行

貴協会におかれましては、東京都における産業廃棄物の適正処理の推進に向けた取組にご協力をいただき感謝申し上げます。

４月１日付けで環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課長に就任いたしました須賀でございます。誌面をお借りして、一言ご挨拶申し上げます。

私はこの３月まで、同部の一般廃棄物対策課長を拝命しておりました。同じ廃棄物とはいえ、一般廃棄物と産業廃棄物では勝手が違い戸惑っているところですが、責任の重大さを痛感し、身を引き締めて職務にあたる所存です。

さて、都では本年３月、平成 28 年度を初年度とする５か年の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定いたしました。貴協会の高橋会長にも策定に向け、東京都廃棄物審議会委員として貴重なご意見をいただきました。本計画の主要な施策の六つの柱の一つに、「廃棄物の適正処理と排出者マナー向上」を掲げています。貴協会の会員を始めとした処理業者の皆様のご努力により、不法投棄等の不適正処理件数は着実に減少しております。一方で、これまで数度にわたる廃棄物処理法の改正によって、排出事業者責任の徹底が一層強化されてまいりました。排出事業者が適正処理のための必要な費用を負担するとともに、優良な処理業者を選択することが不適正処理防止のためには重要と考えます。排出事業者責任の徹底に向けた取組を行っていまいります。

もう一つの柱に「健全で信頼される静脈ビジネスの発展」を掲げています。適正処理に加え、環境負荷低減などの優良な取組を行っている事業者が資源循環ビジネス市場で適正な評価を受け、受注機会のインセンティブとなるよう、優良性基準適合認定制度の普及などに努めてまいります。

いよいよ、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会まで４年となりました。今後、競技場等の建設が進み、大量の建設廃棄物の発生が見込まれます。これらの再生利用に努め、持続可能な資源循環を実現した東京を目指します。

こうした取組を進めていくためには、貴協会、そして会員の皆様方のご協力が不可欠です。今後も、皆様の声に耳を傾けながら、廃棄物行政を進めてまいりますので、引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様方の益々のご発展を祈念いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

## 不法投棄対策の推進

東京都環境局資源循環推進部　不法投棄対策担当課長
上　田　一　彦

４月１日付けで不法投棄対策担当課長に着任しました、上田でございます。誌面をお借りして、一言ご挨拶を申し上げます。

貴協会におかれましては、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進などの都の取組につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、廃棄物の適正処理推進にも、都と歩調を合わせていただいており、重ねて御礼申し上げます。

さて、近年では、廃棄物の不法投棄の認知件数は減少傾向を示しておりますが、依然として撲滅するには至っておりません。

産業廃棄物の不適正処理は年々、広域化、悪質化、巧妙化してきております。この様な状況から、私どもでは、産廃Ｇメンを組織し、他の自治体や警視庁などとの連携を一層強化して不法投棄や不適正処理の早期発見とその未然防止に取り組んでいます。

加えて、関東甲信越福島静岡地区の都、県、政令市で「産廃スクラム 32」を構成し、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査などを実施しています。

この「産廃スクラム」は、平成 12 年 11 月に 21 の自治体の参加を得て発足し、不法投棄の摘発等に効果を上げてきました。今日では、参加自治体も 32 となり、より広域的に連携した取組を展開しています。

今後、都内では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備が本格化する中で、大規模な建設工事に伴い大量の建設廃棄物の発生が見込まれます。産業廃棄物の不法投棄件数の約７割が建設廃棄物で、解体工事からの発生が大きな割合を占めています。こうしたことから、都では従来の不適正処理の規制監視に併せて、廃棄物の発生元である解体中の工事現場に立入検査を実施し、分別や保管、処分先などについて聴き取りを行うなど、指導を行っています。

また、昨今問題となっている課題として、次の取組が重要になっています。第一に、無許可で廃棄物の収集運搬や処分を行う不用品回収業者対策です。こうした業者は、高額請求で都民を苦しめるばかりでなく、回収した不用品の不適正処理を行う恐れがあります。第二に、廃家電等について、有害物質を除去しないまま重機等で圧砕し、有価物と称して違法輸出し、国内外の環境汚染の原因となっている金属スクラップ業者対策です。第三に、超高齢化・人口減少社会の到来に伴う廃棄物処理の問題です。とりわけ、身寄りのない高齢者が亡くなった際に、居宅に残された遺品の整理や粗大ごみ処理等に対する仕組み作りが急務です。

以上の課題は、本年３月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」にも取り上げさせていただきました。こうした課題や不適正処理対策に適切に対処していくためには、貴協会のご協力とご理解が不可欠であると考えており、今後とも一層の連携強化をお願いしたいと考えております。

結びに、貴協会並びに会員の皆様の益々のご清栄を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

全国産業廃棄物連合会

# 第 56 回 関東地域協議会開催される

## 協議会副会長に当協会 高橋会長が選任
## 環境省・角倉課長、東京都環境公社・森理事長が講演

協議会会場

平成 28 年 4 月 22 日㈮ 14 時から、青山ダイヤモンドホール「サファイヤルーム」（港区北青山）に於いて、第 56 回関東地域協議会が開催された。

石井会長と森谷賢氏（全産廃連専務理事）による開会挨拶に続き、平成 27 年度事業及び収支決算報告、平成 28 年事業計画及び収支予算案等について審議され、いずれも原案通り可決された。なお、協議会に先立ち行われた会長会議に於いて、引き続き、会長に石井邦夫氏（全産廃連会長・千葉県協会会長）、副会長に城田裕司氏（群馬県協会会長）、新副会長に当協会会長の高橋俊美氏が選任されたことが、事務局より報告された。議事終了後、森浩志氏（東京都環境公社 理事長）、角倉一郎氏（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長）より講演が行われた。

講演の概要を以下に紹介します。　（取材・塩沢 美樹）

## 産業廃棄物処理業界
## 外からみた未来への課題と展望

公益財団法人 東京都環境公社 理事長　森　浩志 氏

●「持続可能な調達」の動き

2016 年 1 月、2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催に向けて、大会に必要な物品・サービスの調達に、環境や人権等に配慮した「持続可能性」を取り入れる方針が発表されました。今後、産業界全体で「持続可能な調達」が加速する可能性が大きいと認識しています。廃棄物処理の委託契約は、「サービスの調達」に該当します。

「持続可能な調達」では、契約の受注者に法令遵守、透明性・トレーサビリティの確保、温室効果ガスの削減などの環境への配慮に加え、差別の禁止、女性の登用、外国人労働者の適正雇用といった人権や労働慣行への配慮、コミュニティへの貢献等「社会的責任」への取組みが求められることになります。

すでに取組みを進めている企業もあり、排出事業者の意識は大きく変化しています。産業廃棄物業界としても、他の業界に遅れることなく社会的責任への積極的な取組みを進めるべきと考えています。

●期待される業界の挑戦

高度循環型社会の構築に向け、産業廃棄物業界に対して、さまざまな先駆的取組みが求められています。

産業廃棄物業界が一歩先のステージへ進むために、ひとつは、「発信力」が重要だと考えています。処理業者の皆さまは、これまでも排出事業者に対して排出方法などをアドバイスしてこられたと思いますが、さらに進めて、排出マニュアルの作成・普及活動、資源化手法やルートの開拓、排出事業者とのジョイントなど、これからはコーディネートしたりプロデュースする力も必要となるでしょう。自社の取組みの情報を、インターネットに限らず、いかにわかりやすく、外に向けてプレゼンテーションするかも重要です。

もうひとつは、技術革新です。先日、廃棄物資源循環学会に参加し、スーパーソーティング（選別技術）について聴いてきました。私が学んだ技術とはまったく異なる、新しい技術でした。これからは、基礎技術を改良したり応用する力も重要だと思います。加えて、人材育成・内部管理の力も必要だと思っています。

近年、排出事業者の意識や行動に変化の兆しがある一方、製造段階から資源利用を意識した製品製造への取組みがなされるといった理想的な循環型社会と現実の間には、まだまだギャップがあります。しかし、産業廃棄物業界は、低炭素化・調達・環境製品の国際認証（GRS: Global Recycle Standard）等をビジネスチャンスにして、ステップアップしていく時だと思います。

●法令遵守意識の向上と未来志向に向けて

高度循環型社会の構築と循環ビジネス発展のためには、規制緩和をすべきであると思いますし、社会の大きな流れにもなってきています。

一方、最近の食品廃棄物事件や大手自動車メーカーによるデータ偽装などが発生すると、緩和の流れにブレーキをかけざるを得なくなることも事実です。

規制緩和の議論では、「End of Waste（廃棄物をどこで卒業させるか）」が重要になってきます。中間処理からの出口は、再利用されるのであれば規制をかけなくてもよいのではないか、と言っている専門家もいます。

廃棄物処理法の歴史は、度重なる規制強化の歴史です。処理業者の中に、法令遵守意識が欠如する業者が存在することも事実です。言い過ぎかもしれませんが、「マニフェストや契約書の制度は形だけだ」「排出事業者の関心は処理費のみだ」といった甘えや過信が業界に内在するとすれば、一部の不適切な行いが業界全体の信用失墜に繋がってしまいます。

私の個人的なご提案ですが、経営層の方々には、これまで以上に強い意識付け（遵守の覚悟、未来志向）が必要です。そのためには、従来のような法令の制度研修だけでなく、企業倫理、持続可能な調達行動、違法実例、行政処分、経営破綻事例などとともに、未来志向に繋がる先駆的なモデル事業例などをとりあげ、講習会やセミナー等を充実すべきと考えます。

また、判断の難しさ、曖昧さなどについて整理し、ガイドライン化する努力も必要ではないでしょうか。従業員一人ひとりに、モチベーションを高揚させながら浸透させる手法で、繰り返し研修を行うなど人づくりの持続も重要です。

●建設汚泥問題の存在と取組み

最後に、最近の廃棄物に関するトピックのひとつとして、建設汚泥（建設泥土）問題があります。土木工事等から発生する建設汚泥（建設泥土）は、全国での発生量の約１／４が都内から排出されています。統計上は 85％が再資源化・縮減となっていますが、実態は大きく異なる可能性が高いようです。

現在、首都圏では川崎・横浜で年間 70 ～ 100 万トンが海洋投入処分される一方、再生利用された明確な量はわずかで、法律に則して管理型処分場で処分される量はほぼゼロという状況です。一部には、再生利用（有価売却）として偽った処分が行われているのではないかとも聞きます。

こうした状況の中、海洋汚染防止法に基づく海洋投入処分の許可に関する制度改正が行われ、平成 29 年 4 月以降適用されます。

この改正において、許可申請者をこれまでの中間処理業者から建設工事発注者 1 件毎に変更されるなど、海洋投入処分全廃に向けた取組みが推進されています。

建設泥土の処理は、廃棄物業界全体でも緊急な大きな課題であり、全産廃連や首都圏の各産廃協会におきましても、積極的な議論を進めていただきたいと考えております。

## 産業廃棄物行政の現状と今後の展望について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部　産業廃棄物課長
角倉一郎氏

### 1 最近の主なトピック

(1) PCB 廃棄物に対する対応

PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の改正案を国会に提出していたところですが、本日（4 月 22 日）、参議院において可決成立し、近日中に正式に官報掲載・公布の運びとなります。

高濃度 PCB 廃棄物については、全国５カ所の PCB 処理事業所（JESCO）において処理が行われておりますが、当初平成 28 年３月末としていた計画的処理完了期限内の処理完了が困難となったことから、事業区域毎に地元と調整し、最短で平成 31 年度末（北九州事業エリア）に延長しました。しかし現在の法律の枠組みでは達成が危ぶまれる状況であること、基本計画の改定にあたっては、地元自治体と処理期限の再延長はしないとの約束があることから、政府一丸となって取組むため、今般の改正を行ったものです。

期限内の処理完了を達成するためには、①高濃度 PCB 廃棄物及び使用中の製品を全て把握すること、②使用中の高濃度 PCB 使用製品が全て使用を終了すること、③全ての高濃度 PCB 廃棄物の処分委託が行われ、速やかに適正に処理されることが必要です。

しかし、処理委託費が高額であるなどの理由から、PCB 特措法に基づく保管の届出をしているにもかかわらず、JESCO への処分委託をする見込のない事業者が相当数存在していることや、高濃度 PCB 使用製品を使用すること自体には法律上の規制がないこと、保管事業者が不明、破産のため処理が滞っている PCB 廃棄物が一定数存在することなど、様々な課題があります。

このため、今回の法律改正により、使用中の高濃度 PCB 使用製品の廃棄の義務付け、都道府県による処分の代執行、報告徴収・立入検査権限の強化等を盛り込みました。なお、中小企業者等については、国による処分費用の負担軽減措置があります。

低濃度 PCB 廃棄物の処理につきましては、平成 28 年３月末現在、全国で 30 の民間事業者（環境大臣認定の無害化処理事業者）により処理が行われています。

(2) 食品廃棄物の不適正事案

今年のはじめに発覚し、皆さまの関心が高い社会的事件として、食品廃棄物の不適正事案があります。これは、食品製造業者から食品廃棄物の処分委託（堆肥化）を受けた産業廃棄物処理業者が、

食品として食品卸売業者に売却していた事件です。

この事案において考えられる法律上の主な問題は、処理業者については処分が終了したという報告をマニフェストで行っていましたので「マニフェストの虚偽報告等」、食品卸売業者は食品衛生法の無許可営業（製麺業の許可のみで横流しされたビーフカツを売り捌いていた）、さらに、小売店については「表示がない食品を販売してはいけない」という食品表示法に抵触するおそれがあります。

環境省としては、不正転売した処理業者に対しては食品リサイクル法に基づく登録を取り消し、また、本事案に関与した事業者には、関係自治体と連携を密にして、厳正に対処していきます。

また、この処理業者の本社工場が、食品リサイクル法の登録を受けた事業場であるにもかかわらず、不正転売していた事実を国が把握できなかったことを重く受け止め、国による指導監督のあり方の改善も今後の課題であると考えています。

排出事業者の問題として、食品廃棄物を、そのまま店頭に並べられるようなかたちで処理業者に渡していたということがありますので、この点についても改善の必要があると思います。排出事業者がほんとうに現地確認の努力義務を果たしていたのか、という点も課題だと思っています。

本事案において、排出事業者が電子マニフェストにより最終処理の確認等を行っていたことをうけ、記載内容に不自然な点があった場合に不正を検知できる情報処理システムの導入等を検討していきます。また、動植物性残さを取扱う産業廃棄物処理業者に対し、再発防止に向けて、抜き打ちの立入検査など、監視強化の取組みを関係自治体に改めて通知するとともに、都道府県向けに、食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルの策定を速やかに検討し、立入時のチェックポイント等を記載することを予定しています。

再発防止に向けて、処理業者の皆さまには、全産廃連も推し進めている人材育成をお願いしたいと思います。これについては環境省としても最大限後押しをさせていただきたいと思っています。さらに、排出事業者には、排出事業者責任の徹底に加え、食品廃棄物を廃棄する場合には、そのまま商品として使えないようにするなどの適切な措置を講じるよう要請したいと思っております。ただし、その場合、処理業者の皆さまからのご指摘を踏まえ、廃棄方法がリサイクルの阻害とならないよう、要請の内容を検討したいと考えています。

現在、立入検査による実態調査等を順次行っているところです。これだけ徹底的に調べたにもかかわらず、本事案を引き起こした処理業者以外に、不適正処理を行う業者は出ておりません。

今回の事案は、処理業界の問題というより、ごく一部の悪質な業者による行為だったと判断しており、政府やマスコミに対しても、きちんと説明させていただいています。また、一方、今回のことで、産業廃棄物処理業界の社会的な評価が落ちないよう、取組んでいきたいと思っております。





### ⑶ 廃棄物処理法の見直し

平成 22 年の廃棄物処理法改正から 5 年が経過し、改めて全体を見直す作業が、平成 28 年度から本格化します。

現在の取組み状況と今後の予定ですが、廃棄物処理法の施行状況等調査を実施（27 年 12 月）し、廃棄物処理制度専門委員会を設置（28 年 2 月）しました。28 年 5 月の連休明けから、専門委員会において有識者・関係団体等も交えて具体的に議論をスタートすることになっています。この専門委員会には全産廃連からも参画していただき、業界の皆さま方の意見も十分に反映しながら議論を進めていきたいと考えております。

これと関連して、28 年 3 月 31 日、全産廃連法制度対策委員会より環境省廃棄物・リサイクル対策部長に対し廃棄物処理法等の見直しについての要望書「廃棄物処理法等の見直しに関する意見」をいただきました。今後の検討の中で、少しでもこの要望を反映できるようにと考えているところです。関係者のコンセンサスが得られれば、来年の通常国会に提出できるよう調整していきたいと考えています。

今般の制度見直しにおいては、①適正処理の更なる推進、②廃棄物処理法に基づく各種規制措置の見直し及び優良な処理事業者の更なる育成に係る措置、③廃棄物の排出抑制等及び廃棄物処理分野における温暖化対策の強化、④廃棄物等の越境移動の適正化に向けた対応、の 4 つのテーマを中心に、検討を進めてまいりたいと考えています。

### ⑷ 廃棄物等の越境移動等の適正化

廃棄物の輸出入については、廃棄物処理法とバーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入を規制）の 2 つの法律により規制が行われていますが、近年、特定有害廃棄物等の輸出入が激増し、不適正事案が頻発しています。

特に多いのが、家電 4 品目を破砕し、いわゆる雑品スクラップとして海外に輸出するという事例で、水際での規制が困難な状況です。家電 4 品目のうち、約 1 割が海外に不適正に輸出されているといわれています。さらに、使用済み鉛バッテリーの約 4 割が海外に不適正に輸出されています。

一方、日本でのニーズが高い電子部品スクラップなどの有用な二次資源の輸入については、我が国の規制が厳しいため、より手続のしやすい欧州等に集まっている状況です。諸外国に比べて競争条件上の不利が生じているという問題がありますので、検討会を立ち上げて何らかの手続緩和等を検討しています。具体的には、リサイクル目的で輸出されるものを含め、廃棄物等の国内処理原則の具体化、環境汚染等のリスクが低い廃電子基板等の特定有害廃棄物等の輸入手続の簡素化等を検討しています。

### ⑸ 規制改革会議からの指摘に対する対応

店頭回収されたペットボトル等の再利用の促進について、法的位置付けの明確化、産廃とした場合にリサイクルが進むよう規制改革してほしいという要望があり、27 年 6 月 30 日の閣議決定に基づき、28 年 1 月 8 日付けで「店頭回収

された廃ペットボトル等の再生利用の促進について（通知）」を発出したところです。

もうひとつは、企業グループにおける産業廃棄物の処理は自ら処理として、業の許可を不要にしてほしいという要望です。これについては慎重な検討が必要と考えており、今回の廃棄物処理法の見直しの中で検討していく予定です。

## 2 その他のトピック

### ⑴ 特定一廃・特定産廃の要件見直し

放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討委員会において要件の見直しを行い、放射性物質の検出量が低い場合等には、特定一廃・特定産廃の範囲から外すなど、省令改正を施行しました（平成28年4月1日施行）。

### ⑵ 水銀廃棄物等への対応

『水銀に関する水俣条約』を受け、水銀廃棄物の規制強化を行い、主に、廃水銀等を特管廃棄物に指定しました。

また、水銀体温計等の医療用計測機器の回収促進を目的に、東京都医師会等と共同で実施してきたモデル事業を、28年度から全国展開するため、日本医師会等と協力して取組みを始めたところです。

### ⑶ 地球温暖化対策

地球温暖化防止に関する国際会議において「パリ協定」が制定され、我が国も温室効果ガスの排出量を2030年までに26％削減（2013年度比）するという目標に向け取組んでいるところです。全産廃連においては、排出削減目標について検討いただいているとのことですので、産業廃棄物業界の皆さま方にも是非ご尽力をお願いします。

環境省としても、産業廃棄物業界の$CO_2$排出削減の取組みを応援するということで、今年度予算で17億円を用意しています。特に大きい部分では、要望の多かったRPF化に係る燃料製造施設について補助対象に加えました。さらに、廃棄物収集運搬車両の低燃費化、廃棄物処理施設の省エネ化も対象に加わり、これまでRPFを除く燃料製造設備と廃棄物発電施設のみが補助対象で、予算も5億円程度だったものを、かなり拡充し、補助対象メニューも追加していますので、ご活用いただきたいと思います。

### ⑷ 資源効率に関するG7関連の動き

資源効率に関するG7サミットが、28年5月に三重県で開催されますので、我が国としての新しい取組みについて検討を重ねているところです。

### ⑸ 産業廃棄物に関するH28年度重点予算

「産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業」に、1億円の予算を確保しましたので、全産廃連で進めている人材育成の仕組みの検討等を後押ししていきたいと思っています。

このほか、水銀添加廃製品の回収の促進事業、電子マニフェストの機能強化及び利便性向上等を目的とした「ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業」等を進めていきたいと考えています。

抽選でQUOカードが当る！

# お魚を探せ！表紙写真クイズ

**表紙写真の中に隠れている生物（1匹）を探してください。**

## 応募要領

**■募集期間**　第309号（平成28年5月号）から
第314号（平成28年10月号）まで

**■賞品・当選者数**　QUOカード ¥1,000円分・毎号5名様

**■応募方法**　① 該当月の表紙をコピーし、正解の生物の形がわかるように太線で囲んでください。（回答例参照）
② 会社名、会社住所、所属部署名、電話番号、氏名を明記の上、**郵送にて**下記へお送りください。

**■応募時のご注意**　＊ 当協会の正会員・賛助会員企業に所属する従業員様のみご応募いただけます。（1社につき何名様でも応募可）
＊ ただし、ご応募は、お一人様につき1回とさせていただきます。

**■応募の締切日**　毎月第3水曜日必着
**※第309号の締切は平成28年6月15日㈬必着**

**■当選者の発表**　正解者の中から厳正な抽選の上、賞品の発送をもって代えさせていただきます。
なお、正解は次号に掲載します。

**回答例**

【郵送先】
〒101-0047
東京都千代田区内神田1－9－13 柿沼ビル7F
事務局 広報委員会『表紙写真クイズ』担当　行

# 『アースデイ東京 2016』に参加

## ～お子様向け環境教育とクリーンアップボランティア～

毎年 4 月 22 日は地球環境について考える日として「地球の日（アースデイ）」が全世界共通の記念日です。この記念日前後に世界各国では、地球環境問題にちなんだ催しが開催されています。日本でも各地でアースデイ記念イベントが開催され、本年も東京では Earth Day Tokyo 2016 と題して開催されました。例年 10 万人を超える来場者が訪れる日本最大級の環境イベントとなっており、団体や個人の方が出展される趣向を凝らした展示物が特徴となっています。

2016 年 4 月 23 日㈯、24 日㈰の両日、代々木公園を中心に開催され、青年部は今年も廃棄物を楽しく学べる環境クイズ、分別をゲーム感覚で学べる環境釣り堀、今日から取り組むマイ環境宣言の出展を行いました。当日は興味を持って頂いた老若男女の皆さまが東京都産業廃棄物協会ブースを訪れ、環境クイズに元気に答える姿、環境釣り堀に没頭する姿、マイ環境宣言を真剣に悩みながら書く姿に間近に触れ、身近な環境問題となりうる廃棄物に対して、こんなにも関心を持たれていることに驚きました。分別についても年齢が若いほど意識が高く、大人顔負けの分別知識を披露するお子様もいらっしゃいました。

また、アースデイ東京の会場である代々木公園周辺のクリーンアップイベントにも青年部からボランティアとして多数参加し、歩道や植え込みに捨てられたゴミを分別しながら拾い集めました。最初は楽しく笑顔で参加していましたが、途中から私語もなく真剣に拾い集める姿を見て、日頃の廃棄物処理魂が皆に宿ったのかと思うぐらい、他の参加者よりも一生懸命に収集活動をしていました。

その他、代々木公園のステージでは、音楽を奏でるバンドや環境をテーマとした取り組みを行うアーティストなどが様々なものを披露して、たくさんの方々を魅了していました。そして来場者のお腹を満たすフードブースでは、普段なかなか見かけない鹿肉のハンバーガーやオーガニック野菜を使った料理などが販売され、どのお店も混み合い、買った料理を広場で頬張っていました。

今回も当ブースに多くの来場者があり、廃棄物に関する啓発を行うことができたと思いました。今日よりはマイ環境宣言を実行し、より一層環境に携わってまいりたいと思います。

出展スタッフとしてご参加頂いた青年部会員企業の皆様のご協力により、大成功のイベントとなりましたことをご報告申し上げ、心より御礼を申し上げたいと存じます。

（アースデイ実行委員会より）

エコ感満載のゲート

マイ環境宣言

環境釣り堀で分別に挑戦

クリーンアップにいざ出陣

# Earth Day Tokyo 2016 活動スナップ

# 身近なヒヤリ・ハット事例 Part 97

| | 何処で | 何をしている時 | 何がどうした | 改善すべき事項 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 一般道路で | 交差点進入時 | 見通しの悪い住宅街の交差点で、勢いよく自転車が飛び出してきた為、接触しそうになった。 | 見通しの悪い交差点では、十分速度を落として徐行し、交差点手前で一時停止をする。 |
| 2 | 一般道路で | 走行中 | ３車線の中央を走行中、自車の前へ左車線からバイクが車線変更してきて、赤信号で急停車した為、追突しそうになった。 | 左側は目視しにくい為、特に注意し、スピードを落としながら走行する。 |
| 3 | 一般道路で | 走行中 | 片側一車線の土手道で、対向車が鋭角の曲がり角を左折しようと、自車側に大きく膨らんできて接触しそうになった。 | ブレーキを踏んでかわせるよう、かもしれない運転をする。 |
| 4 | 一般道路で | 走行中 | 狭い道を走行中、家の扉が開いて接触しそうになったので急ブレーキをかけて止まった。 | 狭い道では、急ブレーキをかけずに止まれる速度で走行する。 |
| 5 | 高速道路で | 走行中 | 車線変更時、後ろの車も同時に車線変更してきた為、接触しそうになった。 | 早め、長めに合図を出して、周囲を十分確認してから車線変更する。 |
| 6 | 高速道路で | 走行中 | 高速道路のＩＣの合流の所で、合流してきた2台のうち後方の車両が前方の車両を追い越し、自車の前に割り込んだ為、接触しそうになった。 | 合流車線の確認だけでなく、車両の動向にも目を向けて走行する。 |
| 7 | 高速道路で | 走行中 | 高速道に乗る際、料金所でＥＴＣのエラーが出て、ゲートぎりぎりで停車した。 | 停止できる速度（20km/h）で走行し、ブレーキを踏む準備をしておく。 |
| 8 | 現場で | 作業中 | 強風で積荷が飛ばされそうになった。 | 積込の順番や、積み方を考える。 |
| 9 | 現場で | 駐車時 | 現場の駐車場に入れようとした際、駐車場の屋根に車が当たりそうになった。 | 駐車場の高さなど、周囲全体をしっかりと確認する。 |

**「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。**

# 研修会「廃水銀等の適正処理について」

**講師　野村興産株式会社　神田 浩治 氏**

**中間処理委員会（碩委員長）は、平成 28 年 4 月 19 日㈫ 15 時より協会会議室において、「廃水銀等の適正処理について」をテーマに野村興産㈱営業部次長の神田浩治氏を講師に招きご講演いただいた。**

**今回の研修は、中間処理委員会の委員及び各分科会を対象に案内したところ、参加 23 名と殆どの会員が参加され、参加率からも各社での関心の高さが感じられた。開催に先立ち、碩委員長より挨拶があり、4 月 1 日より施行となった新たな法律の理解はもとより、中間処理業者として水銀に係わる正しい理解をする場として今般企画された事が説明された。**

講演は、同社の会社概要、会社沿革、水銀の物性と用途、水銀削減への日本の取り組み、水銀含有廃棄物のリサイクル、水銀に関する水俣条約、同社のリサイクルネットワークについて用意された 50 ページ以上の資料を基に進められた。水銀の物性や用途に関する資料も 10 ページご用意いただき、日本の歴史・文化や近年の科学技術に深く関わりのある物質であり、その独特な物性を活かした様々な用途が開発されてきた事が紹介された。一般に水銀の有害性のみが強調されているが、歴史的にも、科学技術的にも私達の生活の身近な所や裏方でも活用されている物質である事が印象に残った。

講師の神田氏

講演で紹介された内容をポイントのみいくつか紹介する。

1. 水銀の物性としては、銀白色液体（常温において唯一の液状金属）、無臭、原子量 200.59、比重 13.53（20℃）、融点 -38.84 ℃、沸点 356.58 ℃、表面張力 470mN/m（液体で最も高い）、溶解度 0.02mg/l（日本の排水基準は 0.005mg/l）、熱伝導率 8,447mW/（m・K）（液体で最も大きい）、クラーク数 0.2ppm（存在量 65 番目）
2. 日本の歴史・文化的用途としては、8 世紀に奈良の大仏が作られた際の表面の金メッキに「金アマルガム」として利用された。1919 年に作り出された傷薬としての「赤チン」（マーキュロクロムを 1 ～ 2% の水溶液としたもの）。厚生省認可の医薬品の「水銀軟膏」は 33% の水銀を含む。一部のワクチンに防腐剤、安定剤として含まれる「チメロサール」。「水銀農薬」（種子の殺菌や稲いもち病防除、殺菌などの用途に使われていたが、農林省により製造、使用中止措置）。
3. 現在の主な用途としては、ボタン電池、ランプ（蛍光灯、ナトリウム灯、水銀灯、メタルハライドランプ、バックライト）、ポロシメーター、血圧計、水銀リレー、水銀スイッチ、感震器、ジャイロスコープ、高級朱肉、酒精計、チメロサール、水銀試薬、世界文化遺産や工芸品などの「朱」。
4. 日本における水銀需要量は、1964 年の 2,474 トン / 年をピークに大きく削減が進み、2010 年は 8 トン / 年（環境省報告数値）で世界の 0.2% となっている。世界の水銀需要量は、3,386 トン / 年（2003 年欧州委員会報告数値）。
5. 2010 年の日本での主な需要は、ランプ類（3.05 トン）、医療用計測器（1.90 トン）、無機薬品（1.18 トン）、ボタン電池（1.00 トン）、工業用計量器（0.85 トン）、歯科用水銀（0.02 トン）となっている。一方で、2003 年の世界での主な需要は電池（1,081 トン）、塩素アルカリ工業（797 トン）、小規模金鉱山（650 トン）、歯科用アマルガム（272 トン）、ほか計測機器、電気制御・スイッチ、照明などに使用されている。

会場

6. 蛍光ランプの水銀封入量は 40 年前（1974 年）と比較して 1/7 に低減した。一方で、まだまだその使用は多く、日本の水銀需要の 1/3 を超えている。蛍光ランプからの水銀回収事業が各地で進められている事は極めて重要である。

講演後の質疑では、①廃水銀等に該当する廃棄物と該当しない産廃や特別管理産廃の水銀に係わる廃棄物の区別やそれらの法律上の対処の違いに関する質問、②来年 10 月 1 日に向けた動向の質問、③教育機関など排出事業者への正しい理解を促すための情報提供の在り方、④建設系などで意図せず混入されてしまう廃棄物への対処についてなど実務的な質問が多くされた。

研修終了後は、しばらく名刺交換や個別の質疑が続き、参加者の皆さんが水銀対策について真剣に取組まれている事が印象に残る研修会だった。

（㈱ハチオウ　森　雅裕　記）

# 第１２回定時総会と全体会開催

新年度の決意も新たに

平成 28 年 4 月 21 日㈭ 15 時から、協会会議室において女性部第 12 回定時総会が開催されました。

部員 39 名に対し、委任状を含む出席部員数 34 名、過半数の出席となり、総会は有効に成立いたしました。

総会は、元石幹事の司会で開始され、はじめに横手事務局長からご挨拶をいただき、次に二木部長の挨拶がありました。続いて吉田幹事が議長に指名され、以下の議案について審議いたしました。

〔**第 1 号議案**〕
平成 27 年度事業報告承認の件

〔**第 2 号議案**〕
平成 27 年度決算報告承認の件

〔**第 3 号議案**〕
平成 28 年度事業計画案承認の件

〔**第 4 号議案**〕
平成 28 年度予算案承認の件

〔**第 5 号議案**〕
役員全員任期満了につき役員候補者選出の件

結果、いずれの議案も全会一致で承認され、野村副部長の挨拶で総会は閉会いたしました。

新役員については、別表のとおりです。

二木部長

野村副部長

定時総会終了後、全体会が行われました。まず、恒例の部員会社紹介です。昨年度までは新入部員の会社を紹介してきましたが、全部員を一周して、今回は大谷清運㈱・二木玲子部長と㈱東京クリアセンター・野村幸江副部長のお二人に自社の沿革、事業内容、創業からの苦労話、これからの事業展開などのお話をしていただきました。

続いて、チームミーティングに入る前に、新たにチーム編成を行うにあたり、研修会・環境教育・社会貢献・情報発信各チームの代表者から、活動内容について説明があり、これを踏まえてアンケートを実施し、今年度以降のチーム分けをすることになりました。

その後、現在のチーム毎に、活動計画についてミーティングが行われ、最後に各チームの代表者から、今年度の活動内容について発表がありました。

**研修会チーム**・・・6 月の勉強会は部員が講師となり、フィリピン（アジア）のごみ事情を勉強する。国内研修旅行は昨年度実施しなかったので、今年度は部員の親睦も兼ね、2 泊 3 日で北海道での施設見学を予定している。

**環境教育チーム**・・・4 月初旬に武蔵野大学に出向き、今後の「環境教育」の取り組みについて、環境学部の教授と打合せを行った。今までは、小学生を対象に「環境教育」を行ってきたが、今年度は女性部主催による大学生を対象とした企画を検討したい。

**社会貢献チーム**・・・26 年度に実施したペットボトルキャップ回収による売却益で、釜石市教育委員会に絵本を 2 冊贈呈したが、今年度も取り組んでいきたい。引き続きベルマークの収集も行う。また、新しい試みとして、「おそうじトライアル」を実施したい。

**情報発信チーム**・・・部員の名刺作成、女性部ホームページの運営管理とアクセス数の確認を継続して行う。部員増強対策として、部員募集の案内を作成し、協会の定時総会時等に配布する。

28 年度も各チームの活動がより活発に行われ、有意義な一年となるよう頑張っていく所存です。

（リサイディアコーポレーション㈱
小野寺 美加 記）

# 女性部新役員名簿

| 役職名 | 氏名 | 会社名 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 部長 | 二木玲子 | 大谷清運㈱ | 再任 |
| 副部長 | 野村幸江 | ㈱東京クリアセンター | 再任 |
| 副部長 | 山下智栄子 | ㈲スリーシープランニング | 再任 |
| 副部長 | 渡邉久美 | 武蔵野土木工業㈱ | 再任 |
| 幹事 | 前川佑子 | ㈱トーホークリーン | 再任 |
| 幹事 | 吉田きく江 | ㈱クリエイト | 再任 |
| 幹事 | 木村英恵 | 白井エコセンター㈱ | 再任 |
| 幹事 | 森田珠真子 | 高俊興業㈱ | 再任 |
| 幹事 | 佐々木由佳 | 加藤商事㈱ | 再任 |
| 幹事 | 元石真祐美 | 成友興業㈱ | 再任 |
| 幹事 | 平原由樹 | 山下産業㈱ | 新任 |
| 幹事 | 佐藤和子 | ㈱ティーエムハンズ | 新任 |
| 幹事 | 大野晶子 | ㈱ハチオウ | 新任 |
| 幹事 | 廣木直江 | ㈱昌和プラント | 新任 |
| 顧問 | 森裕子 | ㈱ハチオウ | |

小野寺さん

今回、役員を退任された２名〔小野寺さん・松原さん〕お疲れ様でした。引き続き、部員としてご活躍いただきます。

松原さん

# 新入会員紹介

## 中部第一輸送㈱

代表取締役　**森　敏彦**

**産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く）**

〔 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類 （石綿含有産業廃棄物を含む） 〕

〒４９７－８５３８　愛知県海部郡蟹江町須成西１０－８
☎ ０５６７（９６）００８１

## ススムパートナーズ㈱

代表取締役　**長澤　進**

賛助会員　**ＩＳＯコンサル・セミナー・アドバイザー**

〒４４０－０８２１　愛知県豊橋市春日町１－７０－２
☎ ０５３２（６１）３１８７

## アデコ㈱

東京第６営業部・I&R 東京支社
部長 兼 I&R 東京支社長　**柳　修一**

賛助会員　**人材サービス業**

〒１６０－００２３　東京都新宿区西新宿１－２２－２　新宿サンエービル６階
☎ ０３（５３２６）２１２０

## ㈱エジソン

代表取締役　**須永 裕毅**

賛助会員　**産業廃棄物排出事業者及び処理業者向けパッケージソフト事業**
**ＩＴソリューション事業**

〒３０５－００３３　茨城県つくば市東新井３１－１３
☎ ０２９（８６３）７２１５

# 委員会報告

## 法制度検討委員会（篠原委員長）

平成 28 年 3 月 31 日㈭ 15 時より、8 名の委員とオブザーバー 1 名（弁護士 芝田麻里氏）によって開催した。

検討テーマは、前回に引き続き東産協版のマニフェスト Q&A 集作成についてである。

まず、前回の討議の中で活発な議論がなされた「専ら物」について、検討結果の確認を行った。

次に、東産協版マニフェスト Q&A 集の作成方法について検討した。事務局作成のたたき台をベースに作成することになり、各委員分担して Q（質問）に対する A（回答）を作成していくこととなった。

平成 28 年 4 月 28 日㈭ 15 時 30 分より、6 名の委員とオブザーバー 1 名（弁護士 芝田麻里氏）によって開催された。

検討テーマは、前回に引き続き東産協版のマニフェスト Q&A 集作成についてである。

Q&A 集の中での Q の整理の仕方（原則に係る Q か、例外に係る Q か等）について活発な議論が行われた。次回は Q を整理しなおしたものをもとに、質問を統合するかまたは分割するかを検討していくこととなった。

次回委員会は 5 月 19 日㈭ 10 時より、協会会議室にて開催する。議題は、今回に引き続き、東産協版マニフェスト Q&A 集の作成検討である。

## 収集運搬委員会（加藤委員長）

平成 28 年 4 月 15 日㈮ 15 時より、11 名の委員によって開催した。

各委員が、収集運搬時における「事故事例」と「所属企業の取組事例」を持ち寄り、各事例及び取組について、詳細に内容を確認・共有した。

今後、専門家の意見等を踏まえた、収集運搬時における事故防止に係る事例集（傾向と対策）の作成を進めていくことになる。

次回は、平成 28 年 6 月 23 日㈭ 15 時より開催する。

## 医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

平成 28 年 4 月 27 日㈬ 15 時から、10 名の委員により開催した。

今回より新委員のシンシア㈱緒方氏、新オブザーバーの（公財）東京都環境公社の石井氏が加わった。

まず、今年度の活動計画を確認し、前回の委員会で決定した計画通り進めることになった。

排出事業者向けセミナーに向けて早速準備を開始し、昨年度開催時のアンケート結果を踏まえたうえで、開催日や講義内容を検討した。11 月中旬～下旬の金曜日に開催する予定で、講義のテーマは「排出事業者責任について（事故事例も含める）」「東京都における優良性基準適合認定制度の説明」をメインにし、排出事業者責任は重いこと、産廃業者を選ぶ際のポイント等を知ってもらう内容にする。詳細は今後更に検討していくこととなった。

次回の委員会は 6 月 13 日㈪ 15 時 30 分より開催する。

# 協会の主な今後の日程

（平成 28 年 5 月 1 日現在）

| 月 | 日 | 曜日 | 行事予定 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 5 | 11 | 水 | 広報委員会　10：00～ | 協会会議室 |
| | | | 常任理事会　13：30～／　第27回理事会　14：30～ | 協会会議室 |
| | 13 | 金 | 安全衛生推進委員会　15：00～ | 協会会議室 |
| | | | 女性部　幹事会　16：00～ | （内神田） |
| | 16 | 月 | 建設廃棄物委員会　15：00～ | 協会会議室 |
| | 18 | 水 | 青年部　幹事会　10：30～12：00 | 協会会議室 |
| | 19 | 木 | 法制度検討委員会　10：00～12：00 | 協会会議室 |
| | 24 | 火 | 全産廃連；正副会長会議　13：30～　／　理事会　14：00～ | 全産廃連会議室 |
| | 26 | 木 | 第4回定時総会・表彰式　16：00～　／　懇親会　18：00～ | 青山ダイヤモンドホール |
| 6 | 3 | 金 | 青年部　定時総会　10：00～ | 協会会議室 |
| | 8 | 水 | 広報委員会　10：00～ | 協会会議室 |
| | | | 常任理事会　13：30～／　第28回理事会　14：30～ | 協会会議室 |
| | 15 | 水 | （青年部・予定日） | 協会会議室 |
| | 16 | 木 | （女性部・予定日） | 協会会議室 |
| | 17 | 金 | 全産廃連；第6回定時総会　等 | 明治記念館 |
| | 22 | 水 | 28年度第一回安全衛生研修会「廃棄物処理の現場から学ぶヒヤリハット」14：30～ | エッサム神田ホール2号館 |
| | | | （研修会終了後～）　安全衛生推進委員会 | 〃 |
| | | | 中間処理委員会　15：00～ | 協会会議室 |
| | 23 | 木 | 収集運搬委員会　15：00～ | 協会会議室 |
| | 24 | 金 | 産業廃棄物処理実務者研修会（基礎コース）　13：30～ | フォーラムミカサエコ（内神田） |

講師余談・古代史散歩

# 倭の五王の謎　いったい誰なのか？

**倭の五王 登場**　4 世紀から 5 世紀にかけて、倭王権は朝鮮半島ルートを掌握することによって発展をとげていく。半島南西部の百済（くだら）とは同盟を結び、先進文物を手に入れてきた。その時代の超大国中国では、北部の黄河流域は異民族の北魏に抑えられ、420 年、南部の長江流域に漢民族王朝（南朝）である宋が建国した。機を見るに敏な百済は、すぐさま宋に朝貢して叙爵（じょしゃく）され地位の安泰を図った。そこで、倭王も素早く中国王朝：宋に使節を派遣し朝貢、叙爵された。宋書によれば倭王の名は讃（さん）、421 年のことだ。

倭王讃は、425 年にも朝貢している（使者は司馬の曹達）。讃が死に弟の珍（ちん）が倭王となり、438 年に朝貢。宋は珍を安東将軍（せい）・倭国王に任じた。443 年には、倭王済が朝貢、同じく安東将軍・倭国王に任じられた。倭王済が死に、世子の興（こう）が朝貢、462 年宋は興を安東将軍・倭国王に任じた。倭王興が死に、興の弟の武（ぶ）が倭王となり、自ら安東大将軍・倭国王と称した。478 年、武は有名な上表文を提出、宋は武を安東大将軍・倭王に任じた。ここに、421 年以来、讃・珍・済・興・武と合わせて 5 人の倭王が登場している。これが倭の五王といわれるものだ。そこで 5 世紀は、“倭の五王の世紀”ともいう。ちょうど、前方後円墳が最大化する“巨大古墳の世紀”でもあるのだ。

**倭の五王とは誰か**　宋書では倭王の名を中国風の 1 文字で表しているため、国内ではどういう名前で、どの大王＝天皇に当たるのか謎となっている。なお、この余談では、ヤマト王権が北部九州を抑えて統一を果たされたのは応神天皇の前あたりとしているが、九州の勢力をより強大なものとみている古代史研究者もある。特に、古代史ブームの立役者の一人として有名な古田武彦氏は長年“九州王朝説”を掲げ、ヤマト王権とは別に倭国王を名乗る勢力がいたとみる。倭の五王は九州の大豪族であり、ヤマト王権の誰かではあり得ないという。古代史ファンの教祖のような存在で、実に多くの著作もあったのだが、昨年 10 月に 89 歳で他界された。

**五王はヤマトの王（天皇）**　倭王の居場所については、倭王武の上表文に「東のかた毛人を征すること五十五国、西のかた衆夷（しゅうい）を服すること六十六国。渡りて海北を平ぐること九十五国」とあることからみても、倭王は関東や九州といった辺境ではなく、列島の中央部＝畿内にいたとするのが大方の意見だ。ところが、古田大先生は読み方が間違っているといい、衆夷とは中国から見た表現で衆夷の王が倭王なのだから、西すなわち九州に倭王がいたはずだという。『記紀』に南朝の宋に使者を送ったという記載がないことも、畿内のヤマト王権とは別のものとする根拠とされている。謎が残るものの、ここはヤマトの王とする多数説に従っておこう。

具体的に中国南朝の宋に使者を送っていたヤマトの五人の王は誰か？倭の大王（天皇）の系譜は『記紀』（古事記、日本書紀）に、倭の五王の系譜は『宋書』（488 年完成）と宋より後の梁（りょう）の正史『梁書』（629 年頃成立）に記載がある（図：大王の系譜参照）。五王のうち一番確実だとされているのが武＝雄略天皇（和風諡号：大泊瀬幼武【オオハツセノワカタケル】）で、実在性も確かとされている。興は武の兄とされているから雄略の兄：安康天皇、済はその父とされているから允恭（いんぎょう）天皇ということになろうか。珍は、反正（はんぜい）天皇の和風諡号：瑞歯別【ミヅハワケ】のミズ（瑞）の意味に基づく義訳表記「珍」であるという説が有力だ。

**天皇に姓があった!?**　ところが、珍と済の関係については『宋書』には全く記載がない。このため讃、珍の系譜と、済、興、武の系譜が繋がらず、そこにの王統の交代があったとする学者も少なくない。もっとも、信頼度が低いとされるものの『梁書』では、賛（宋書では讃）と彌（簡体字は弥、宋書では珍）が兄弟で、彌は済の父としている。また、宋朝では倭王の讃を「倭讃」、済を「倭済」としていることから、讃・珍と済・興・武とは同じ姓＝王家であり、倭王家は同じ王統が継続していると認識していたようだ。やはり、珍と済の系譜は単なる書き漏らしと見たほうが良いようだ。それにしても、天皇には姓がないと思っていたが、古代の大王の時代には対外的なこともあり「姓」が用いられたことがあったとは。歴史とは面白いものだ。

**珍と済は親子？兄弟？**　しかし、珍と済が親子かどうかは判断が難しい。済が允恭だとすると、その父＝珍は仁徳ということになる。ところが珍の兄が讃とされているが、仁徳の兄にあたる天皇はいない。そこで、済の父ではなく兄が珍だとすると、允恭の兄の反正（はんぜい）天皇が珍ということになる。珍の兄である讃は、反正の兄、履中（りちゅう）天皇ということになり、つじつまはあいそうだ。だが、年代的にみると讃は応神かその子の仁徳の時代に当たる。そこで、珍と済は親子、だから珍は済＝允恭の父、仁徳天皇。そして珍＝仁徳の父が讃だとすると、讃は仁徳の父：応神ということになり、年代的には整合すると考えられる。

**最後は陵墓で決着できる？**　ところが、倭王讃を応神天皇とするには問題がある。応神天皇の陵墓＝応神陵（誉田御廟山古墳）の築造年代は 400~420 年とみるのが有力で、425 年にも朝貢している讃とは整合しないようなのだ。そこで、讃＝仁徳とすれば整合する。讃が仁徳なら、珍は履中か反正ということになる。

こうして、讃＝仁徳天皇、珍＝履中天皇か反正天皇、済＝允恭天皇、興＝安康天皇、武＝雄略天皇というように整理できる。だが、まだ問題が残る。讃を仁徳とした場合、日本一とされる仁徳天皇の陵墓＝大仙陵（大山古墳）の築造年代が合わないという説があるのだ。古事記に基づく仁徳天皇の没年（丁卯年）は 427 年とされているが、大山古墳の墳丘から出土する円筒埴輪や土器（須恵器）などから 5 世紀後半の築造年代となるのだ。讃の年代より仁徳の年代が遅れるというわけだ。しかしこれは、大山古墳が仁徳陵と決め込むから問題となることだ。世界一大きい仁徳天皇陵！といわれる陵墓は別の大王の陵である可能性もある。仁徳天皇陵は誰の墓なのか？謎は続く。　（古川 芳久）


*『大王から天皇へ』熊谷公男（2008 年講談社学術文庫：日本の歴史 03）
*『地図で読み解く 日中韓の古代史』武光誠（2015 年 KK ベストセラーズ）


**大 王 の 系 譜**

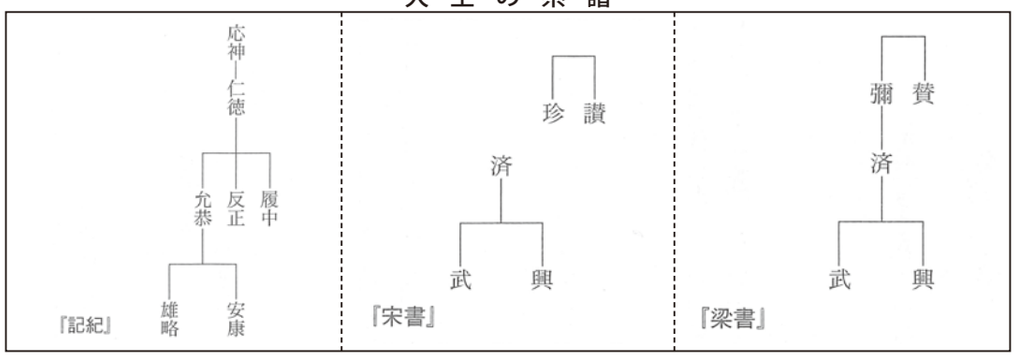

税務相談

顧問　公認会計士
梅　澤　　隆

# 非上場株式を低額譲渡した場合の個人の課税関係

# 贈与税の配偶者控除

## ▌非上場株式を低額譲渡した場合の個人の課税関係

### 質　問

①株式会社甲の株主であるＡは、持っている甲社株式を、同族会社である乙社に取得価額である１株 500 円で、10,000 株の売却を予定しています。甲社も乙社も同族会社で、Ａは２社の同族株主です。譲り受け後、乙社は甲社の同族株主になります。
甲社も乙社も上場会社ではありません、また、公開等の予定もありません。過去に適正な売買事例も類似会社比準価額はないものとします。

| | |
|---|---|
| 乙社の株主構成（発行済み株式総数 | 20,000 株） |
| 個人Ａ | 10,000 株 |
| 個人Ｂ（Ａの妻） | 5,000 株 |
| 個人Ｃ（Ａの子） | 5,000 株 |

②個人Ａの譲渡時における相続税評価額は１株当たり 5,000 円です。
また、乙社の株式の相続税評価額は、譲り受け前は１株 3,000 円でしたが、譲り受け直後では 3,800 円に増加する予定です。

以上のような状況で、もし、この株式の売却をした場合の個人の課税関係を教えてください。

### 回　答

**（譲渡者の課税）**

個人が資産を譲渡した場合は、その実際の譲渡収入に基づき譲渡所得の課税がなされます。

しかし、譲渡所得の課税において、時価に比し「著しく低い価額」の対価で譲渡した場合には、譲渡時の時価で譲渡したとみなす「みなし譲渡所得課税」（所法 59 ①二）が適用され、その時の時価が譲渡収入となります。

「著しく低い価額」とは、譲渡時の時価の２分の１に満たない金額と規定されています。





したがって、みなし譲渡課税の適用があるか否かは、非上場株式の時価がいくらかが問題になります。みなし譲渡所得課税における時価とは、客観的交換価値と解されており、相続税の時価の取り扱いにある財産評価基本通達は原則適用がないとされています。

しかし、非上場株式には公開株式のような市場が存在しません、そこで、所得税基本通達では、具体的な取り扱いを定めています。

① 最近における適正な売買事例があれば、それによります。
② ①に該当する場合を除き、事業の種類、規模、収益の状況等が類似する、いわゆる類似会社比準価額
③ ①及び②に該当する場合を除き、１株当たりの純資産価額を参照して、通常取引されると認められる価額によります。
③の場合も財産基本通達の取引相場のない株式の評価の方法により算定した価額とするとされています。

すなわち、適正な売買事例、また、類似会社比準方式が困難な場合には、１株当たり純資産価額方式を条件付きで採用することになります。

**事例の場合**

甲社の株式の価額は、以上の状況から、相続税評価額である１株当たり 5,000 円となり、個人Ａによる１株当たりの譲渡価額 500 円は、時価の２分の１に満たなくなり、みなし譲渡所得課税が適用となり、甲社株式の譲渡収入は 50,000,000 円となります。

**結　　論**

甲の株主であるＡは甲社株式を取得価額 500 円のものを 500 円で譲渡したと考え、そこに利益はなく所得税は発生しないと考えて処理をすると、税務的には大きなリスクがあります。

みなし譲渡所得課税の適用により、所得は

| | | |
|---|---|---|
| 譲渡収入 | ・・・ | 50,000,000 円 |
| 原価（取得価額） | ・・・ | 5,000,000 円 |
| 所得 | ・・・ | 45,000,000 円 |

となります。

譲渡するにあたり、みなし譲渡所得課税のことも検討する必要があります。

**（譲受法人の個人株主に対する贈与税課税）**

個人間で贈与契約により財産の移転があった場合、財産を取得した個人に対して贈与税が課せられます。

しかし、贈与契約による財産の移転がない場合でも、実質的に同様の経済効果をもたらす場合があります。そこで贈与税では「みなし課税財産」の規定をしています。

相続税法９条では「対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受け

た場合においては、利益を受けた者が、当該利益の価額に相当する金額を、贈与により取得したものとみなす」旨を規定しています。

相続税基本通達では、同族会社の株式の価額が「会社に時価より著しく低い価額の対価で財産の譲渡」があったことにより増加した場合には、株主がその増加した部分に相当する金額を財産の譲渡者から取得したものとする旨の規定を置いています。

**事例の場合**

乙社の株主 B 及び C は A から同社株式の価値増加部分に相当する利益の贈与を受けたものとみなされ、贈与税が課されることが想定されます。

以上から、譲渡についてはよく検討されることを勧めます。

## 贈与税の配偶者控除

### 質　問

配偶者から自宅等の贈与を妻が受けた場合、贈与税に特別の取り扱いがあり、贈与税がゼロとなる場合があるそうですが、説明してください。

### 回　答

**贈与税の配偶者控除制度**

この特例は婚姻期間 20 年以上の配偶者間で居住用不動産を贈与した場合、その価額の 2,000 万円については贈与税が非課税となる制度です。

主な適用要件は以下の通りです。

| | |
|---|---|
| 婚　姻　期　間 | 20 年以上 |
| 贈　与　財　産 | 国内の居住用不動産または居住用不動産の購入資金 |
| 居　住　時　期 | 贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までにその居住用不動産に居住し、かつ、その後も居住する見込みであること |
| 再　　適　　用 | 同じ配偶者から贈与について過去にこの規定の適用受けていないこと |
| 申　　告 | 税額がゼロでも贈与税の申告が必要 |
| 生前贈与加算 | この規定により控除された金額は、生前贈与加算の対象外 |

被相続人からの生前贈与で、それが相続開始前 3 年以内のものは、相続税の課税価格に加算して税額計算がなされます。その後、贈与税の税額控除などの計算がなされます。

しかし、この配偶者控除制度は相続税開始前 3 年以内に行われたとしても、相続税の課税価格に取り込まれることはありません。すなわち、控除限度額 2,000 万円は、相続税も贈与税もいずれも課税されることはありません。

ただし、注意すべきは、相続開始の年の贈与は意味がありません。

相続開始の年の贈与には、配偶者控除の適用がありません。

一般の贈与の事例で、たとえば、平成 28 年 2 月に父親から長男に 200 万円の贈与がなされた場合、その年の 10 月に父親が死亡した場合には、この 200 万円の贈与税が課されないことになっております。これは、相続税の方で処理されることになるからです。

同様に、夫婦間での居住用不動産の贈与でも取り扱われます。

たとえば、平成 28 年 2 月に贈与をしたとして、もしその年の 10 月に贈与者が死亡した場合には、2,000 万円については贈与税は課税されず贈与税の申告も必要ありません。

したがって、この贈与は年末にやることを勧める人もいます。年を跨げばいいからです。12 月に贈与して、翌年の 1 月に死亡した場合には、12 月の 2,000 万円の配偶者控除は認められるからです。

**（持分贈与）**

贈与の方法にはいろいろあります。

持分贈与が有効だと思います。持分を自由に決めることにより贈与額を任意に操作できるからです。

**（コスト）**

不動産を贈与する場合、不動産取得税、登録免許税等の移転コストがかかります。

相続の場合より多くかかります。それらを考慮したうえで贈与するか決めることになります。

**具体例**

夫が自宅の土地・建物の三分の一を妻に贈与する場合

土　　地　・・・6,000 万円
建　　物　・・・1,200 万円とします。
贈 与 額　・・・(6,000 万円 ＋ 1,200 万円) ×　持分 1/3　＝　2,400 万円
課税財産　・・・2,400 万円 － 2,000 万円(配偶者控除) － 110 万円(基礎控除)
　　＝　290 万円
贈与税額　・・・290 万円 × 15% － 10 万円　＝　33 万 5 千円

**コメント**

妻への贈与額は 2,400 万円、それに対する贈与税は 33.5 万円となります。

もし、贈与財産を 2,110 万円以内に持分贈与をすれば贈与税はかからないことになります。そして、夫の相続が発生した場合には、妻の持ち分は相続財産からは外れることになります。

相続対策として有効なものと思われます。

## 事務局だより

小職の前職時代の後輩がこの３月の定年退職１ケ月と10日を前に急逝した。そのちょうど一週間前に当時の仲間４人と一緒に池袋で飲んだ。当時の災害対策部署時代の仲間だ。酒宴の趣旨は、当職も２年前に退職の祝いをしてもらった。今回は彼の番だ。残った２人は来年度、次の年度と続く。皆管理職になった。今思えば、あの酒宴が彼の冥土への土産となった。当職も事務局スタッフに「今夕昔の仲間と飲むんだ。」翌日も「昨夜はとても楽しかった」、と楽しそうに話していた。当時は、三宅島に緊急火山警報が発令され、またたく間に、溶岩が裾野に流れ落ち、全島民島外避難ということになった。上からは、都、特別区問わず、全ての公共住宅の空きを探せとの命だった。慌てて仲間と対応したのを今でも鮮明に覚えている。5,000 人に近い住民の住宅確保である。実際はうまくいくはずもない。そうこうしているうちに、以前、テレビ報道等で記憶のあった、中国残留孤児の面会・宿泊施設として利用されていた文科省所管の代々木にある国立オリンピック記念青少年センターのことを思い出した。

島民の一時避難所として、何度も（数え切れないほど）相談・要請したが、ここは青少年育成のための研修施設であることを理由に、全く相手にされなかった。また、近々、施設のオーバーホールに入るとのことで、一向に埒が明かない。それでも懲りずに要請を続けていたが、ある日突然、文科省から電話があり、オーバーホールを延期して受け入れてくれる、とのことだ。「しかし、条件がある。施設提供についてのプレス発表を都より30 分早くさせてくれ」とのことだった。小職としては「どうぞ」である。平成 12 年暮れのことだから、もう時効だろう。宿泊のみならず、美味しい食事提供もしてもらった。感謝感激とはこのことだと思った。結果、着の身着のまま避難してきた島民に対して、村役場が基礎的自治体として、住民把握・手厚い住民対応ができたのはいうまでもない。もし、島民が一斉に散らばっていたらと思うと、行政も相当難儀しただろうと思う。竹芝桟橋から代々木までの島民移送の都営バス手配も電話一本で差配できた。この時ほど、自分ではなく、自分の机が偉いと実感した時はない。島民避難後無人化した島に、島民の財産確保・最低限のインフラ機能確保のため、二酸化硫黄や硫化水素が火口から流れ出る中、現地対策本部のある神津島から漁船で仲間と一緒に何度も上陸した。

今、熊本に求められているものは何だろう。避難したては、「助かってよかった」。そして、「腹が減った」。その後「風呂に入りたい」である。当り前のことだ。これで終わりではない。その後の後がずっと続いていく。阪神淡路、東日本の時と同じだ。

何をいいたいか。それは、国民の生命・財産とは何か、ということだ。自分でしでかしたことではなく、まっとうに生きている時、突然、第三者の力学によって、平凡な日常が破壊されたら、誰が何をどうすればいいのだろう。非日常には非日常の施策があるはずだ。（横手）

## 編集後記

新緑の季節を迎え、今年は特段に木々の緑色が全く鮮やかに彩られているように感じます。

特に八十八夜を迎えた茶の木は新芽の若草色がその周りの深い緑色と良い色調を演出してくれているように感じられます。

自然の緑を守るという点では我が協会の果たしてきた役割もまた大きなものがあったと想っています。

大気、土壌、水質等の保全が自然環境を維持していくに際し、重要な要素となります。協会の皆様の毎日の活動が自然環境保全への大きな貢献と考えて差し支えはないと想っています。

本号に記事が掲載されていますが、4 月 22 日に関東地域協議会が開催され、二つの講演が行われました。

内容の詳細は掲載記事をご覧頂きたいと存じますが、最近の業界の動向と近未来に向け、業界がどのようになっていくべきかが明確に読めるような気がしています。

熊本地震が発生し、未だ継続している状態です。多くの犠牲者の方々に対して深く哀悼の意をあらわしたいと存じます。高橋会長も発言されていますが、近年、大きな自然災害の発生頻度が高まっています。協会では本年度も発生が心配されている直下型地震時に際して、協会として何をすべきか、その備えを明確にしていく予定です。それには皆様のご協力、ご尽力が不可欠となります。どうか、備えあれば憂いなしを実行してまいりましょう。

5 月 26 日は協会の総会の日です。どうか、皆様には奮ってご参加下さい。

（乙顔）


**とうきょうさんぱい**

**第 33 巻　第 2 号　通 巻 第 309 号**

**平成 28 年 5 月 10 日発行**

発 行 人　高　橋　俊　美

企画・編集　広　報　委　員　会

発　　行　一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒 101 － 0047
東京都千代田区内神田 1 － 9 － 13
柿沼ビル 7F
TEL　03（5283）5455（代表）
FAX　03（5283）5592
http://www.tosankyo.or.jp
E-mail;info@tosankyo.or.jp

～ ゼロエミッションに挑戦する ～

# 比留間運送㈱ 資源循環型リサイクル企業

## ★建設廃材（ALC）のリサイクルと活用方法★

### JR東京駅 八重洲口

### 東京ﾄﾞｰﾑｼﾃｨｰ 庭園

### 歌舞伎座 屋上庭園

### ALC廃材・解体材

★ 埼玉県 入間工場
【産廃・一廃（現在申請中）処分業】
【埼玉県入間市中神764-16】

| | |
|---|---|
| ｶﾞﾗ陶破砕 | 360.0t/日 |
| 動残発酵 | 17.5t/日 |
| 動残混練発酵 | 5.8t/日 |

**特 徴**
①比重が50%軽い
②雑草が生え難い
③栄養価が高い
③全て廃棄物より製造
※年間平均 1,350kg-CO2削減

①軽量発泡ｺﾝｸﾘｰﾄ 1cm塊に破砕

＋

②伐採樹木のﾁｯﾌﾟ化

＋

③動植物性残さの発酵処理

### 製品 人工軽量土壌

～許可品目と処理能力～
★ 東京都 伊奈平工場
【一廃・産廃処分業】
【東京都武蔵村山市伊奈平3-25-5】

| | |
|---|---|
| 廃ﾌﾟﾗ破砕 | 130.3t/日 |
| 廃ﾌﾟﾗ溶融 | 2.4t/日 |
| 廃ﾌﾟﾗ圧縮梱包 | 204.3t/日 |
| 紙くず破砕 | 52.8t/日 |
| 紙くず圧縮梱包 | 166.58t/日 |
| 紙くず焼却 | 4.8t/日 |
| 木くず破砕 | 328.9t/日 |
| 木くず焼却 | 4.8t/日 |
| 繊維くず破砕 | 41.8t/日 |
| 繊維くず圧縮・梱包 | 17.8t/日 |
| 動残発酵 | 3.5t/日 |
| 動残焼却 | 4.8t/日 |
| 金属くず破砕 | 81.6t/日 |
| 金属くず圧縮 | 4.3t/日 |
| ｶﾞﾗ陶破砕 | 482.8t/日 |
| がれき類破砕 | 480.0t/日 |

### 高精度選別機 計3基

全国産業廃棄物連合会青年部主催
CO2ﾏｲﾅｽﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ全国大会
優良取組部門 特別賞 受賞

～お問い合わせ先～
ごみやさん ゴ～
0120-5383-50
URL：http://www.eco-hiruma.co.jp/

# 廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。

廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上

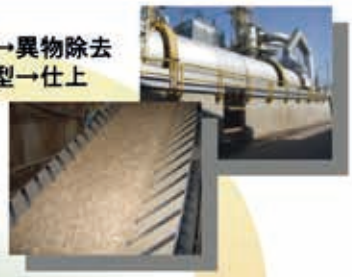

不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

## 東京ボードグループ
## マテリアルリサイクル
## システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」

## 廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。
そして共に$CO_2$削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
**木々に永遠の命を与えたい…。**それが東京ボードグループの使命です！！

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL:0742-50-6222　FAX:0742-50-6667